

川崎市宅地防災工事助成金交付要領

〔21川ま情第1582号
平成21年11月10日
まちづくり局長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱（平成21年2月12日20川ま情第2534号、以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、要綱の施行に必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱第2条各号に定めるところによる。

(改善要望)

第3条 市長が改善要望を行うときは、宅地災害の防止のための措置に関する改善要望書（第1号様式）によるものとする。

(交付の申請)

- 第4条 要綱第4条第1項に規定する申請書は、宅地防災工事助成金交付申請書（第2号様式）とする。
- 2 要綱第4条第4項第7号に規定する工事概略書は、工事概略書（第3号様式）とする。また、同第9号の誓約書は、宅地防災（減災）工事に関する誓約書（第4号様式）とし、同第12号土地所有者の同意書は、宅地防災（減災）工事に関する土地所有権者の同意書（第5号様式）とする。
- 3 要綱第4条第4項第8号に掲げる書類は、それぞれ次の各号に示す縮尺により作成することとする。
- (1) 位置図 1/2, 500
 - (2) 地形図（現況図） 1/500以上
 - (3) 造成計画平面図 1/500以上
 - (4) 造成計画断面図 1/500以上
 - (5) 排水施設計画平面図 1/500以上
 - (6) 擁壁等の構造図 1/500以上
 - (7) 擁壁等の展開図 1/30~1/300以上

(市長が緊急に工事を要すると認める場合)

第5条 要綱第4条第10項、第6条第2項に規定する市長が緊急に防災工事を要すると認める場合とは、原則として以下に掲げる場合とする。

- (1) 崖崩れが発生し、現に居住の用に供する建築物（ただし、当該崖を有する土地の所有者等が居住する建築物を除く。）、公共施設又は第三者が日常的に通行する私道に被害が及んでいる場合
- (2) 崖崩れの発生した土地で、今後、二次災害による被害拡大により、現に居住の用に供する建築物（ただし、当該崖を有する土地の所有者等が居住する建築物を除く。）、公共施設又は第三者が日常的に通行する私道に被害が及ぶおそれがあると市長が判断する場合

(市内中小企業者への優先発注)

第6条 要綱第5条第2項に規定する誓約書は、市内中小企業者であることの誓約書（第6号様式）とする。

(現に居住の用に供する建築物)

第7条 要綱第6条第1項第2号ウに規定する現に居住の用に供する建築物の「現に」とは、原則として要綱第4条第1項に基づく助成金の交付の申請を行う時点をいう。ただし、建築物の建替えに伴い既に建築物が解体等されている場合においては、市長の判断によるものとする。

(助成金交付等の決定の通知)

第8条 要綱第8条第1項の規定による通知は、宅地防災工事助成金交付決定通知書（第7号様式）によるものとする。また、要綱第11条第1項の規定により申請した者に対する要綱第11条第3項において準用する通知は、宅地防災工事助成金交付変更決定通知書（第8号様式）によるものとする。

2 要綱第8条第2項の規定による通知は、宅地防災工事助成金不交付決定通知書（第9号様式）によるものとする。また、要綱第11条第1項の規定により申請した者に対する要綱第11条第3項において準用する通知は、宅地防災工事助成金（変更）不交付決定通知書（第10号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 要綱第9条第1項の規定による取下げを行う場合は、宅地防災工事助成金交付決定取下届（第11号様式）により行うものとする。

2 要綱第9条第3項の規定による取下げを行う場合は、宅地防災工事助成金交付申請取下届（第12号様式）により行うものとする。

(工事の着手)

第10条 要綱第10条第1項第1号に規定する工事着手届は、宅地防災（減災）工事着手届（第13号様式）とする。

2 要綱第10条第1項第2号に規定する発注実績報告書は、発注実績報告書（第14号様式）とする。
3 要綱第10条第1項第3号に規定する入札（見積り）が行えないことに係る理由書は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第15号様式）とする。

(助成金の交付の変更決定等)

第11条 要綱第11条第1項に規定する申請書は、宅地防災工事助成金変更交付申請書（第16号様式）とする。

2 要綱第11条第1項第2号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 変更後の工事見積書
- (2) 工事金額変更理由書（第17号様式）
- (3) 地形図（現況図）
- (4) 造成計画平面図
- (5) 造成計画断面図
- (6) 排水施設設計画平面図
- (7) 擁壁等の構造図
- (8) 擁壁等の展開図
- (9) (4)から(8)に掲げる書類の新旧対照図
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法又は建築基準法の手続きを行う必要がある場合には、宅地造成及

び特定等規制法第16条第1項に規定する変更許可証又は建築基準法第6条第1項に規定する計画
変更確認済証の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

3 要綱第11条第2項に規定する承認を受けようとする者は、宅地防災工事助成金交付決定変更承認申請書（第18号様式）に、前項第3号から第11号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

4 市長は前項の申請内容が要綱第6条の規定に適合し、かつ申請手続きが要綱に違反していないと認めるとときは、宅地防災工事助成金交付決定内容変更承認通知書（第19号様式）により通知するものとする。

5 市長は第3項による申請を審査した結果、不承認とした場合には、宅地防災工事助成金交付決定内容変更不承認通知書（第20号様式）により通知するものとする。

6 要綱第11条第2項ただし書の変更の承認の申請に係る内容が軽微なときは、次の各号に掲げる場合をいう。

（1）申請者の住所又は工事施行者の住所に関する変更

（2）工事完了予定日の変更（ただし、申請年度の3月31日以降に変更する場合を除く。）

7 前項に規定する軽微な変更を行う場合は、宅地防災工事助成金決定内容変更届（第21号様式）により市長へ届け出なければならない。

（工事の廃止）

第12条 要綱第12条第1項の規定による届け出は、宅地防災（減災）工事廃止届（第22号様式）により行うものとする。

（工事の完了）

第13条 要綱第13条に規定する実績報告書は、実績報告書（第23号様式）とする。

2 要綱第13条第1号に規定する工事完了届は、宅地防災（減災）工事完了届（第24号様式）とする。

3 要綱第13条第5号に規定する防災工事又は減災工事費用の精算書は、工事費用精算書（第25号様式）とする。

（助成金の額の確定等）

第14条 要綱第14条に規定する通知は、宅地防災工事助成金額確定通知書（第26号様式）により行うものとする。

（助成金の請求）

第15条 要綱第15条第1項の規定により助成金の請求をしようとする者は、宅地防災工事助成金交付請求書（第27号様式）に必要な事項を記載し、市長に申し出なければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 要綱第16条第2項の規定による通知は、宅地防災工事助成金交付決定取消通知書（第28号様式）によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

川 第 号
年 月 日

住 所 様
氏 名

川 崎 市 長

宅地災害の防止のための措置について（要望）

あなたが所有されている次の土地は、大雨又は地震の際、崖崩れ又は土砂流出などの土砂災害が発生するおそれがあります。つきましては、土砂災害防止のための措置を講ずるよう要望します。

なお、川崎市宅地防災工事助成金制度に基づく助成金の交付を受けようとする場合は、宅地防災（減災）工事に着手する前に、所定の手続きを行う必要がありますので、必ず、下記担当部署と協議を行ってください。

1 土地の所在 川崎市 区 番

2 担当部署

3 連絡先 電話

第2号様式（第4条第1項関係）

宅地防災工事助成金交付申請書

年　月　日

(あて先)

川崎市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第4条第1項に基づき、助成金の交付を受けたいので申請します。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工事区域の所有者の住所氏名	
3 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事
4 工法	
5 工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日
6 工事費用	円
7 その他必要な事項	
※処理欄	

注 1 川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第4条第4項に規定する図書を添付してください。

2 工事費用の欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入してください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。

4 この申請書は、正本及び副本を提出してください。

工事概略書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

工事施工者 住 所

氏 名

電話番号

1 工事の目的	
2 工事の工法	
3 工事の効果	

注 工事内容を簡潔に記入してください。

第4号様式（第4条第2項関係）

宅地防災（減災）工事に関する誓約書

年 月 日

（あて先）

川崎市長

住 所

氏名（自署）

電話番号

私が申請した「川崎市宅地防災工事助成金交付要綱」に基づく宅地防災工事助成金交付について、次のことを誓約します。

- 1 申請に係る土地は、売買など営利を目的とする不動産として所有するものではないこと。
- 2 宅地防災（減災）工事が完了した後は、擁壁等を適正に管理し、宅地災害の防止に努めること。

土地の所在 川崎市 区 番

第5号様式（第4条第2項関係）

宅地防災（減災）工事に関する土地所有権者の同意書

年 月 日

（宅地防災（減災）工事の申請者）

住 所

氏 名 様

（同意者） 住 所

氏 名

印

電話番号

私が所有権を有する次の土地において、宅地防災（減災）工事を施工することについて同意します。

所在及び地番	面 積	摘要
	m ²	

注 同意者は、印鑑証明書を添付してください。

第6号様式（第6条関係）

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加又は見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

工事名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記工事に係る入札・見積り等の契約手続から除外又は契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年　月　日

（あて先）

氏　名　　様

住　　所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額

円

職員総数

人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

宅地防災工事助成金交付決定通知書

川崎市指令 () 第 号

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった宅地防災（減災）工事の助成金については、次の条件を付して交付することに決定したので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長

【条件】

- 1 助成金の交付を受けて築造された擁壁等を有する土地は、原則として5年間は交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 次のいずれかに該当するときは、宅地防災工事助成金交付決定を取り消すことがあります。
 - (1) 虚偽、その他不正な手段により宅地防災工事助成金交付決定通知書の交付又は助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件又はその他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
 - (4) 建築基準法又は宅地造成及び特定盛土等規制法に違反したとき。
 - (5) 急傾斜地法又は土砂災害防止法に違反したとき。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番		
2 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事		
3 宅地防災工事助成金決定額	円		
4 工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日		
5 その他必要な事項			

備考

宅地防災工事助成金交付変更決定通知書

川崎市指令 () 第 号

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった宅地防災（減災）工事の助成金については、次の条件を付して交付することに決定したので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第11条第3項において準用する同要綱第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長

【条件】

- 1 助成金の交付を受けて築造された擁壁等を有する土地は、原則として5年間は交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 次のいずれかに該当するときは、宅地防災工事助成金交付決定を取り消すことがあります。
 - (1) 虚偽、その他不正な手段により宅地防災工事助成金交付決定通知書の交付又は助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件又はその他法令等に基づき、市長が行った指示又は命令に違反したとき。
 - (4) 建築基準法又は宅地造成及び特定盛土等規制法に違反したとき。
 - (5) 急傾斜地法又は土砂災害防止法に違反したとき。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事
3 宅地防災工事助成金決定額	円
4 その他必要な事項	

備考

宅地防災工事助成金不交付決定通知書

川崎市指令 () 第 号

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった宅地防災（減災）工事の助成金については、次の理由により不交付としたので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事
3 不交付の理由	

備考

宅地防災工事助成金（変更）不交付決定通知書

川崎市指令 () 第 号

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった宅地防災（減災）工事の助成金については、次の理由により不交付としたので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第11条第3項において準用する同要綱第8条第2項の規定により通知します

年 月 日

川崎市長

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事
3 不交付の理由	

備考

第11号様式（第9条第1項関係）

宅地防災工事助成金交付決定取下届

年 月 日

(あて先)

川崎市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

私が、 年 月 日川崎市指令 () 第 号より交付決定をうけた宅地防災工事助成金については、取り下げをしたいので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第9条第1項に基づき、届け出ます。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 取下理由	
※ 助成金交付決定 年月日及び番号	年 月 日 川崎指令 () 第 号
※処理欄	

注 ※印の欄には、記入しないでください。

第12号様式（第9条第2項関係）

宅地防災工事助成金交付申請取下届

年 月 日

(あて先)

川崎市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

私が、 年 月 日に川崎市長に対して行った宅地防災工事助成金交付申請については、
取り下げをしたいので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第9条第3項に基づき、届け出ます。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 取下理由	
※申請受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※処理欄	

注 ※印の欄には、記入しないでください。

第13号様式（第10条第1項関係）

宅地防災（減災）工事着手届

年 月 日

（あて先）

川崎市長

助成金交付決定を受けた者 住所

氏名

電話番号

次のとおり宅地防災（減災）工事に着手したので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番		
2 助成金交付決定 年月日及び番号	年	月	日 川崎市指令 () 第 号
3 工事着手日	年 月 日		
4 工事完了予定日	年 月 日		
5 工事施行者 (現場管理者)	住所 氏名 電話		

注 工程表を添付してください。

第14号様式（第10条第2項関係）

発注実績報告書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

助成金交付決定を受けた者 住所

氏名

電話番号

年 月 日川崎市指令 () 第 号で交付決定された事業について、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第10条第1項第2号に基づき、次のとおり報告します。

1 工事名

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事に係る契約のみを記載してください。

契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合計					

3 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

年 月 日

（あて先）

川崎市長

助成金交付決定を受けた者 住所
氏名
電話番号

1. 100万円を超える工事の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）※要綱第5条第3項第 号の規定による

（6）の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第5条第1項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部又は一部を返還いたします。

宅地防災工事助成金変更交付申請書

年　月　日

(あて先)

川崎市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第11条第1項に基づき、助成金の変更交付決定を受けたいので申請します。

1 助成金交付決定年月日及び番号	年　月　日	川崎市指令	() 第　号
2 工事区域の名称	川崎市	区	番
3 工事区域の所有者の住所氏名			
4 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 · <input type="checkbox"/> 宅地減災工事		
5 変更した工事計画の概要及び理由			
6 工事予定期間	年　月　日	から	年　月　日
7 工事費用	円		
8 その他必要な事項			
※処理欄			

注 1 川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第11条第1項に規定する図書を添付してください。

2 工事費用の欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入してください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。

4 この申請書は、正本及び副本を提出してください。

工事金額変更理由書

1 工事金額の増減	(交付決定時) 見積り金額	円
	(変更後) 見積り金額	円
	差 额	円
2 変更する理由		

宅地防災工事助成金交付決定変更承認申請書

年　月　日

(あて先)

川崎市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第11条第2項の規定により、宅地防災工事助成金交付決定の内容について、変更承認を受けたいので申請します。

1 助成金交付決定 年月日及び番号	年　月　日	川崎市指令	() 第 号
2 工事区域の名称	川崎市	区	番
3 工事区域の 所有者の住所氏名			
4 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 · <input type="checkbox"/> 宅地減災工事		
5 変更した工事計画 の概要及び理由			
6 工事予定期間	年　月　日	から	年　月　日
7 その他必要な事項			

※処理欄

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 この申請書は、正本及び副本を提出してください。

宅地防災工事助成金交付決定内容変更承認通知書

川崎市指令 () 第 号

住所

氏名

様

年 月 日 付けで申請のあった宅地防災工事助成金交付決定変更承認については、次の条件を付して承認することに決定したので、通知します。

年 月 日

川崎市長

1 工事区域の名称	川崎市 区 番		
2 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事		
3 工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日		
4 その他必要な事項			
※ 助成金交付決定 年月日及び番号	年 月 日 川崎市指令 () 第 号		

備考

宅地防災工事助成金交付決定内容変更不承認通知書

川崎市指令 () 第 号

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった宅地防災工事助成金交付決定変更承認については、次の理由により不承認としたので、通知します。

年 月 日

川崎市長

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 · <input type="checkbox"/> 宅地減災工事
3 不承認の理由	
※ 助成金交付決定 年月日及び番号	年 月 日 川崎市指令 () 第 号

備考

第21号様式（第11条第7項関係）

宅地防災工事助成金決定内容変更届

年 月 日

(あて先)

川崎市長

助成金交付決定を受けた者 住 所

氏 名

電話番号

宅地防災工事助成金交付決定について、内容を変更したいので、届け出ます。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工事施行者の 住 所 氏 名	電話
3 助成金交付決定 年月日及び番号	年 月 日 川崎市指令 () 第 号
4 工事完了日	年 月 日
5 変更した工事計画 の概要及び理由	
6 その他必要な事項	

注 変更の内容が分かる書類を添付してください。

宅地防災（減災）工事廃止届

年 月 日

（あて先）

川崎市長

助成金交付決定を受けた者 住 所

氏 名

電話番号

次の宅地防災（減災）工事について廃止したので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第 12 条の規定により、届け出ます。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 助成金交付決定 年月日及び番号	年 月 日 川崎市指令 () 第 号
3 廃止年月日	年 月 日
4 廃止理由	

注 本書類には現場写真・助成金交付決定通知書を添付してください。

実績報告書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

工事施行者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり宅地防災（減災）工事を執り行いましたので報告いたします。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 助成金交付決定を受けた者	住 所 氏 名 電話番号
3 助成金交付決定年月日及び番号	年 月 日 川崎市指令 () 第 号
4 工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5 総工事費	円
6 助成金額	円
7 築造主負担額	円

備考

第24号様式（第13条第2項関係）

宅地防災（減災）工事完了届

年 月 日

（あて先）

川崎市長

助成金交付決定を受けた者 住所

氏名

電話番号

次のとおり宅地防災（減災）工事が完了したので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第13条の規定により、届け出ます。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工事施行者の 住 所 氏 名	電話
3 助成金交付決定 年月日及び番号	年 月 日 川崎市指令 () 第 号
4 工事完了日	年 月 日
5 工事費用	円
6 宅地造成及び特定 盛土等規制法又は 建築基準法の 検査済証の年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
7 その他必要な事項	

注 本書類は工事の収支計算の事項を入れた実績報告書に添付してください。

工事費用精算書

年　月　日

(助成金交付決定を受けた者)

住 所

氏 名

(工事施行者)

住 所

氏 名

川崎市宅地防災工事助成金の交付決定を受けた工事に係る精算した工事費用（消費税除く）は下記のとおりです。

工 種	単位	数 量	精 算 額
工事費合計			

第 26 号様式（第 14 条関係）

川 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

川崎市長

宅地防災工事助成金額確定通知書

年 月 日付けで川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第 13 条に基づき提出されました実績報告書につきまして、内容を精査した結果、助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めましたので、同要綱第 14 条の規定により次のとおり助成金の額を確定し、通知します。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番
2 工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事
3 宅 地 防 災 工 事 助 成 金 決 定 額	円
4 その他の必要な事項	

備考

捨印

宅地防災工事助成金交付請求書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

請求者 住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日付け 川 第 号により、川崎市宅地防災工事助成金交付
要綱第14条に基づく宅地防災工事助成金額確定通知書を受領したので、次の金額を請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--

—

振込先	銀行 信用金庫								支店
種目	1 普通預金 2 当座預金	口座番号							
名義人 口座	(フリガナ) 氏名								

注 助成金交付決定通知書及び助成金額確定通知書の写しを添付してください

第28号様式（第16条関係）

川崎市指令 () 第 号
年 月 日

住 所 様
氏 名

川崎市長

宅地防災工事助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで通知した以下に示す宅地防災工事助成金交付決定については、次の理由により取り消したので、川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

1 工事区域の名称	川崎市 区 番				
2 申請者住所氏名					
3 助成金交付決定 年月日及び番号	年 月 日 川崎市指令 () 第 号				
4 工事の種類	<input type="checkbox"/> 宅地防災工事 • <input type="checkbox"/> 宅地減災工事				
5 取消理由					

備考